別表第一固定資産の表長期貸付金の項中「第２条第３項第23号」を「第２条第３項第22号」に改める。

別表第一流動資産の表未収入金の項の次に次のように加える。

リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの

別表第一固定負債の表関係会社長期借入金の項の次に次のように加える。

リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの

別表第一固定負債の表(何)引当金の項の次に次のように加える。

資産除去債務	資産除去債務のうち、流動負債に属するもの以外のもの

別表第一固定負債の表負ののれんの項を削る。

別表第一流動負債の表短期借入金の項の次に次のように加える。

リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの

別表第一流動負債の表(何)引当金の項の次に次のように加える。

資産除去債務	資産除去債務のうち、決算期後１年以内に履行されると認められるもの

別表第一特別利益の表前期損益修正益の項の次に次のように加える。

負ののれん発生益	負ののれんの発生益

別表第一(注)中「第16条第１項」を「第15条第１項」に改める。

別表第二中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

別表第二様式第一資産の部一Ａ(1)中16を17とし、15の次に次のように加える。

16　リース資産	×××	
減価償却累計額	×××	×××

別表第二様式第一資産の部一Ａ(2)中８を９とし、７の次に次のように加える。

８　リース資産	×××

別表第二様式第一資産の部二中11を13とし、５から10までを二つ繰り下げ、４の次に次のように加える。

５　リース債権	×××
６　リース投資資産	×××

別表第二様式第一負債の部一中８を９とし、７を削り、６を７とし、５を６とし、４を５とし、３の次に次のように加える。

４　リース債務	×××

別表第二様式第一負債の部一中７の次に次のように加える。

８　資産除去債務	×××

別表第二様式第一負債の部二中15を17とし、14を15とし、６から13までを一つずつ繰り下げ、５の次に次のように加える。

６　リース債務	×××

別表第二様式第一負債の部二中15の次に次のように加える。

16　資産除去債務	×××

別表第二様式第一の記載上の注意中第13号を第16号とし、第６号から第12号までを二号ずつ繰り下げ、第５号を第６号とし、第２号から第４号までを一号ずつ繰り下げ、第１号の次に次のように加える。

２　同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

別表第二様式第一の記載上の注意第６号の次に次のように加える。

７　有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。

８　無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。

別表第二様式第二ノ中３を４とし、２の次に次のように加える。

３　負ののれん発生益	×××

別表第二様式第四の表中12を16とし、11を14とし、８から10までを三つ繰り下げ、７の次に次のように加える。

８　金融商品に関する注記

９　賃貸等不動産に関する注記

10　持分法損益等に関する注記

別表第二様式第四の表中14の次に次のように加える。

15　資産除去債務に関する注記

別表第二様式第四の記載上の注意一(1)中「11まで」を「14まで」に改め、同記載上の注意一(2)中「及び11」を「、10及び14」に改め、同記載上の注意一(3)中「11」を「14」に改め、同(3)を同記載上の注意一(4)とし、同記載上の注意一(2)の次に次のように加える。

(3)　会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表　10に掲げる事項

別表第二様式第四の記載上の注意３を次のように改める。

３　継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

(1)　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

(2)　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

(3)　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

(4)　当該重要な不確実性の影響の計算書類（会社法第435条第２項に規定するものをいう。以下同じ。）への反映の有無